

III. 文化芸術振興計画の理念と目標

1 基本理念

本市の文化芸術を振興するうえでの基本的な考え方は、上位計画である「第三次川越市総合計画」及び「文化芸術振興基本法」から次のように定めます。

- ・先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくります。
- ・市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなで魅力あるまちをつくります。
- ・文化芸術に関する活動を行う団体や個人の自主的な活動を促進するため、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力あるまちの実現に寄与します。

2 将来都市像

上記基本理念に基づき、文化芸術の振興により 5 年後の本市の目指すべき姿を以下のとおり定めます。

「文化芸術の力で 新しい魅力を創造するまち ー 川越」

3 基本目標

将来都市像を実現するために、次の 4 つの基本目標を設定します。

基本目標 1 川越らしい文化芸術の振興

“文化芸術の力で新しい魅力を創造するまち”を実現するためには、本市の個性を強調し、更に、本市に潜在する力を掘り起こして、まちの魅力として新たな“川越らしさ”をつくっていくことが重要です。

文化芸術の多様性や自主性の尊重、また、文化芸術に求められる独自性や地域性を踏まえると、文化芸術によるまちづくりは、市民、事業者、民間団体、教育機関などとの“連携・協働”によって図られることがふさわしいと考えられます。

また、新しく生まれてくる、川越らしい文化芸術の芽を伸び伸びと成長させていくには、文化芸術活動を行う市民を増やし、文化芸術のすそ野を広げていくことが必要です。さまざまな世代による連携・協働を図りながら、次代を担う若い世代が、文化芸術事業に参加し、やがては先導的な役割を担ってもらえるようにするためにのしくみづくりを推進します。

本市の新しい文化芸術活動の拠点として、西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）に新ホールの設置が計画されています。新ホールについては本市の文化芸術振興にとって特色ある拠点施設として、有効に活用していきます。

＜施 策＞

- ① 連携・協働による新たな文化芸術の創造
- ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり
- ③ 特色ある文化芸術活動拠点の整備

基本目標 2 文化芸術に触れる機会づくり

文化芸術に直接触れたり、芸術的な体験をしたりすることは、日常生活に潤いをもたらし、豊かな心を育みます。このような経験は、人の感性を磨き、一人ひとりの感性と行動が、品格のあるまちをつくります。

文化芸術によって魅力あるまちづくりを進めるために、できるだけ多くの市民が、身近なところで手軽に文化芸術を鑑賞・体験できるような環境を整え、それを一つの契機として一人ひとりの感性を育み、同時に文化芸術に携わる人を増やしていく必要があります。

特に、次代を担う子どもたちは、感性の豊かなうちに文化芸術に親しみ感性を磨くことが必要です。子どもたちが、良質な文化芸術に触れ、直接体験できるような機会の提供と、楽しみながら参加できる事業を展開します。

＜施 策＞

- ④ 文化芸術が身近にある環境づくり
- ⑤ 子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

基本目標3 文化芸術活動への支援と文化交流の促進

文化芸術には多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体が多様な活動を展開しています。

そのような個人や団体の自主性を尊重しつつ、活動の支援と成果を発表する場の提供が求められています。

市立美術館、市民会館、文化会館など、本市の文化施設については、今後も効率的な運用と市民のニーズに対応した施設の改修等が必要です。

また、文化芸術活動を行う市民を増やすため、これから活動を始めたいと考えている市民との交流はもとより、活動の見直しや新たな可能性の発見のためにも、他分野で活動を行う団体などとの交流を促進します。

文化芸術活動への支援と発表等の場の充実に努めるとともに、情報の共有を促進するために、多様な個人や団体間の交流、ネットワークの強化に努めます。

<施 策>

- ⑥ 文化芸術活動への支援
- ⑦ 文化芸術活動の場の整備
- ⑧ 文化交流の促進

基本目標4 文化財・伝統芸能等の保存及び活用

蔵造りの町並みが重要伝統的建造物群保存地区（※14）に選定されるなど、歴史・伝統の香りただよう本市は全国的に有名になり、多くの観光客が訪れています。市民も本市の文化のイメージとして歴史や伝統を強く意識しています。

本市の貴重な歴史的遺産を保護するとともに、まだ調査が行われていないものについて、調査の充実とその成果の整理に努めます。

また、少子高齢化や地域との関わりが希薄化している影響で、無形民俗文化財（※15）をはじめとする地域の伝統芸能等の担い手が減少しています。川越まつりの囃子でさえも、後継者不足の問題が提起されています。無形民俗文化財を保存するため、後継者の育成が求められています。

本市の有形無形の歴史的遺産を後世に残し、これらを本市の魅力として観光に活用したり、地域の活性化に活用したりするために、地域の文化財をその周辺環境を含め総合的に保存活用する取組を推進します。

<施 策>

- ⑨ 文化財・伝統芸能等の保存
- ⑩ 文化財・伝統芸能等の活用

※14 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」および「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、その価値が特に高いものとして国が選定した地区をいいます。

※15 無形民俗文化財：演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものとして国や地方自治体が認めるものをいいます。

4 施策の体系

施策の体系図

